

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当社派遣事業のマージン等を公開いたします。

マージン率とは、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合』です。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金等の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

北関東支社

埼玉県桶川市泉1-6-20

派遣労働者数	2名（2020年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先事業所数	4社（2019年度派遣先事業所数 実数）
マージン率	27.6%（2019年度マージン率の平均）
派遣料金の平均額	32,526円（2019年度労働者派遣に関する料金の平均額）
賃金の平均額	23,555円（2019年度派遣労働者の賃金の平均額）

関西支社 技術1部

大阪府豊中市日出町1-2-14

派遣労働者数	0名（2020年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先事業所数	1社（2019年度派遣先事業所数 実数）
マージン率	8.1%（2019年度マージン率の平均）
派遣料金の平均額	31,912円（2019年度労働者派遣に関する料金の平均額）
賃金の平均額	29,302円（2019年度派遣労働者の賃金の平均額）

関西支社 技術2部

兵庫県神戸市兵庫区入江通2-1-12

派遣労働者数	3名（2020年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先事業所数	1社（2019年度派遣先事業所数 実数）
マージン率	30.4%（2019年度マージン率の平均）
派遣料金の平均額	33,446円（2019年度労働者派遣に関する料金の平均額）
賃金の平均額	23,278円（2019年度派遣労働者の賃金の平均額）

教育訓練に関する事項

安全衛生教育、個人情報保護教育、OA機器操作等教育、その他教育訓練計画に基づくキャリアアップ支援等

その他参考と認められる事項

派遣労働者に限らず全社員同一の福利厚生等のサービスを提供

* 主な内容：社会保険（健康保険、厚生年金、確定拠出年金、労災保険、雇用保険）、通勤交通費、健康診断、弔慰金、見舞金、年次有給休暇、健康保険組合の保養施設、福利厚生アウトソーシング会社提供のメニュー